

入 札 説 明 書

中部地方整備局企画部広域計画課の「平成 21 年度 中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務」に係る入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 平成 21 年 4 月 3 日

2. 契約担当官等

支出負担行為担当官 中部地方整備局長 佐藤 直良
名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館

3. 業務の概要

（１）業 務 名 平成 21 年度 中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務（電子入札対象案件）

（２）業 務 内 容

本業務は、国土形成計画法に基づく「中部圏広域地方計画」において、策定に向けた中部地方の将来計画の基礎資料作成を行うものである。

（３）業務の詳細な説明

主な業務内容は以下のとおりである。

1. 中部地方の将来像計画基礎資料作成

（４）履行期限 平成 21 年 9 月 30 日

（５）入札方式等

本業務は、価格に加え、価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価入札方式で実施するものである。

また、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書（以下「競争参加資格確認申請書等」という。）を提出する際に見積書の提出を求め、見積書の妥当性を確認し、妥当性が確認できた見積書を予定価格に反映させるものとする。

本手続きは、競争参加資格確認申請書等の資料提出及び入札を電子入札システムで行うものとする。

電子入札システムで利用できるＩＣカードは、代表者又は入札・見積権限及び契約締結権限について年間委任状により委任を受けた者のＩＣカードのみである。

なお、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。

「紙入札方式参加承諾願」については、国土交通省中部地方整備局ホームページアド

レス：<http://www.cbr.mlit.go.jp/> 「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「電子入札情報」－「電子入札中部地方整備局様式」よりダウンロードすること。

この申請書の受付窓口及び受付時間は次の通りである。

- ・受付窓口：中部地方整備局 総務部 契約課 契約第二係

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館

電話 052－953－8138 ファクシミリ 052－953－8199

まで持参により提出すること。

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の9時15分から18時00分まで。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ・成果報告書

4. 競争参加資格

(企業に関する資格要件)

- (1) 次の①に掲げる資格を満たしている単体企業又は②に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

①単体企業

- a. 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b. 中部地方整備局（港湾空港関係を除く）における土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。
- c. 中部地方整備局長から建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

②設計共同体

①に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成21年4月3日付け 中部地方整備局長）に示すところにより中部地方整備局長から平成 21 年度中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を受けている又は申請を行っている者であること。

なお、設計共同体で参加する場合、管理技術者は設計共同体の代表者から配置されていること。

- ※ ②に掲げる設計共同体としての資格の認定を受けていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、その者が入札に参加するためには競争参加資格確認通知の日までに当該資格の認定を受けていなければならない。なお、競争参加資格確認通知の日は平成21年4月17日（金）を予定する。

(2) 業務拠点に関する要件

中部地方整備局管内に営業拠点等を有するものでなければならない。

(業務実績等に関する要件)

(3) 入札参加表明者の業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請書等を提出する者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において、1件以上の実績を有していること。

なお、設計共同体による実績の場合、分担業務の実績を実績として認める。

ただし、業務実績のうち地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：都道府県を跨ぐ社会資本整備に係わる総合計画又は長期計画の策定業務^{※1}^{※2}

類似業務：都道府県レベル^{※3}の社会資本整備に係わる総合計画または長期計画に関する業務

※1 「社会資本整備に係わる総合計画または長期計画」とは、河川、道路、港湾等の社会資本の分野を2分野以上含めた総合計画または長期計画。

※2 「策定業務」には、既策定済み又は手続き中の総合計画または長期計画の主たる業務。

※3 「都道府県レベル」には、都道府県内の生活圏域等の広域行政圏域を含む。

(4) 配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については以下に掲げる資格等のいずれかを有すること。

①技術士（建設部門）、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCM（RCCMと同等の能力を有する者も含む）のいずれかの資格を有している者又はこれらと同等と認められる者であること。

なお、これらと同等と認められる者とは次のとおり。

- ・ 関連分野の論文により学位を取得した工学博士
- ・ 関連分野の著述、論文、委員会活動、その他顕著な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ 関連分野の20年以上の実務経験と十分な業務実績があり、総合評価審査委員会等の専門家から適格と認められた者
- ・ これらと同等と認められる関連資格の取得者（筆記試験、面接試験など適切な試験方法により認定されたものに限る）

(5) 配置予定管理技術者の業務実績に関する要件

配置予定管理技術者は、平成11年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務において1件以上の実績を有さなければならない。

業務実績は、受発注者の立場で行った請負業務の他、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種又は類似業務として認める。

ただし、業務実績のうち、地方整備局委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が 60 点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：都道府県を跨ぐ社会資本整備に係わる総合計画又は長期計画の策定業務

類似業務：都道府県レベルの社会資本整備に係わる総合計画または長期計画に関する業務

(6) 手持ち業務量に関する要件

平成 21 年 4 月 3 日現在の手持ち業務量（特定後未契約のものを含む）の契約金額合計が 4 億円未満かつ手持ち業務の件数が 10 件未満である者。

なお、全て手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が 500 万円以上の業務をいう。

(技術提案に関する要件)

(7) 技術提案書が以下に該当しないこと。

技術提案の提出が無い場合や内容が殆ど記載されておらず、提案内容が判断できない場合。

5. 担当部局

〒 460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館
中部地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係
電話 052 - 953 - 8129 ファクシミリ 052 - 953 - 8294
メールアドレス : kouiki @ cbr.mlit.go.jp

6. 競争参加資格確認申請書等の提出等

(1) 入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに競争参加資格確認申請書等を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

(2) 入札参加希望者は、電子入札システムにより競争参加資格確認申請書等を提出すること。

電子入札システムによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- ・ 一太郎 2007 以下
- ・ Microsoft Word2002 以下
- ・ Microsoft Excel2002 以下

- ・ 其他アプリケーション PDFファイル Acrobat6.0 以下
画像ファイル JPEG及びGIF形式
圧縮ファイル LZH形式

ただし、競争参加資格確認申請書等の容量が3MBを超える場合は、郵送（書留郵便に限る。）、又は電送で提出すること。郵送で提出する場合は、必要種類の一式を郵送するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

なお、郵送、又は電送で提出する場合は、次の内容を記載した書面を電子入札システムにより競争参加資格確認申請書として送信すること。

- ① 郵送又は電送する旨の表示
- ② 郵送又は電送する書類の目録
- ③ 郵送又は電送する書類のページ数
- ④ 発送年月日

また、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、持参若しくは郵送（書留郵便に限る。）すること。

提出期間及び提出先は以下のとおりとする。

提出期間：平成 21 年 4 月 6 日（月）から平成 21 年 4 月 13 日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9 時 15 分から 18 時 00 分まで。（紙入札方式による提出の場合も同じ。）。

- ・ 提 出 先：5. と同じ。

（3）技術提案に対する審査等

技術提案に対する審査及び評価は、技術的所見を中部地方整備局企画部建設コンサルタント選定委員会において行う。

（4）競争参加資格の確認は、競争参加資格確認申請書等の提出期限をもって行うものとする。

なお、競争参加確認通知の日は、平成21年4月17日を予定する。

（5）その他

- ① 競争参加資格確認申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 支出負担行為担当官は、提出された競争参加資格確認申請書等を本案件に係る手続き以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された競争参加資格確認申請書等は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における競争参加資格確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。
- ⑤ 競争参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先 5. と同じ。

7. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- （1）競争参加資格確認申請書等を提出した者のうち、競争参加資格がないと認められた者に対しては、競争参加資格がないと認めた理由を付して通知する。

- (2) 上記(1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に、書面(様式は自由)により、支出負担行為担当官中部地方整備局長に対して競争参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。
- (3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して3日以内に書面により行う。
- (4) 競争参加資格がないと認めた理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりである。
- ・受付場所：5. に同じ
 - ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分から18時00分まで

8. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は、価格及び技術提案等をもって入札し、次の各要件に該当する者のうち、次の(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

- ①入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。
- ②上記において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

- ①技術提案等の内容に応じ、次の1)、2)の評価項目毎に評価を行い、技術点を与える。

なお、技術点の最高得点は60点、最低点数は0点とする。

- 1)技術提案の適切性について
- 2)配置予定技術者の技術力(実績・経験等)

- ②価格点の評価方法は以下のとおりとする。

価格点 = 価格点の配分 × (1 - 入札価格 / 予定価格)

なお、価格点の配分点は60点とする。

- ③総合評価は、入札者の申込みに係る上記①により得られた技術点と当該入札者の入札価格から求められる価格点の合計値(評価値)をもって行う。

(3) 評価内容の担保

技術提案書に記載された内容については、業務完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時に提示された技術提案の履行がなされなかった場合は、見直しの評価を行い、当初評価値との差により、違約金を徴収する。ただし、ペナルティー額は入札価格の10%を上限とする。この取り扱い方法については、契約締結時に定め、契約書に明記するものとする。なお、業務成績評定についても、最大10点を限度に減ずるものとする。ただし、特に悪質と認められる場合は、最大20点まで減ずるものとする。

(4) 技術点に関する基準

技術資料等の評価項目、評価基準並びに評価のウェイトは、以下のとおりとする。

①技術提案の適切性について

評価項目	評価基準	得点
業務方針	業務方針（工程表や業務フロー等を含む）について、業務の内容、目的を理解し、業務成果の品質向上に資する提案や業務実施方針の妥当性が高い場合に優位に評価する。	20
実施体制	実施体制について、業務を遂行する上で適切な体制が確保されている場合や業務経験者や専門技術者を配置している場合に優位に評価する。	10

②入札参加者の技術力について

評価項目	評価基準	配点	得点
平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績	①同種業務の実績がある。	5	5
	②類似業務の実績がある。	0	
平成 11 年度以降の同種又は類似業務の成績	① 75 点以上	5	5
	② 70 点以上 75 点未満	3	
	③ 65 点以上 70 点未満	1	
	④ 60 点以上 65 点未満	0	
	なお、同種又は類似業務が、業務成績評定の対象外の業務の実績であるため業務成績がない場合は②と同等として評価する。		
業務拠点	①愛知県内に営業拠点等を有する。	5	5
	②中部地方整備局管内に営業拠点等を有する。	0	

③配置予定管理技術者の技術力について

評価項目	評価基準	配点	得点
平成 11 年度以降の同種又は類似業務の実績	①同種業務の実績がある。	5	5
	②類似業務の実績がある。	0	
平成 11 年度以降の同種又は類似業務の成績	① 75 点以上	5	5
	② 70 点以上 75 点未満	3	

似業務の成績	③ 65点以上70点未満	1	
	④ 60点以上65点未満	0	
	なお、同種又は類似業務が、業務成績評定の対象外の業務の実績であるため業務成績がない場合は②と同等として評価する。		
平成11年度以降の優良表彰の有無 技術者信頼性	① 優良表彰の受賞実績有り	5	5
	② 優良表彰の受賞実績無し	0	

9. 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

① 質問の受付先 : 5. と同じ。

② 質問の受付期間 : 平成21年4月3日から平成21年4月13日まで。

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日
9時15分から18時00分まで

- (2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から5日以内に質問者に対して電送又は電子メールにより行うほか、下記のとおり閲覧に供する。

① 閲覧場所 : 中部地方整備局 契約課

② 閲覧期間 : 回答の翌日から平成21年4月24日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く
毎日、9時15分から18時00分まで

10. 入札、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

- (1) 入札書の受付期間

平成21年4月23日10時00分から平成21年3月24日16時00分まで。

- (2) 入札書の提出方法

入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、事前に紙入札方式の承諾を得た者は、紙により中部地方整備局総務部契約課まで持参すること。

- (3) 開札の日時

開札は、平成21年4月27日10時00分に中部地方整備局総務部契約課入札室にて行う。

11. 入札方法等に関する事項

- (1) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税

事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札執行回数は、原則として 2 回を限度とする。

12. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 免除。

13. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

紙入札方式による場合は、入札者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

なお、紙入札方式参加者で第 1 回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効として取り扱うが、再度入札を行うこととなったときは、再度入札に辞退したものとして取り扱う。

14. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊中部地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札及び技術提案書の記載内容又は入札参加者の競争参加資格要件が不適切な者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

技術提案書の記載内容又は入札参加者の競争参加資格要件が不適切な者とは以下に該当する場合とする。

(1) 技術提案書

- ・業務目的に反する記述や事実誤認等があり、適切な業務執行が妨げられる内容となっている場合。
- ・実施方針と技術提案を求める項目の提案に矛盾等があり、整合性が図れていない場合。

(2) 入札参加者の競争参加資格要件

- ・設計共同体の役割分担等、内容について不適切な事項が確認できた場合

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格がある旨を確認された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けている者、その他開札の時ににおいて 4. に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

15. 落札者の決定方法

- (1) 8. の記載の通り。
- (2) 予決令第98条で準用する予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みを行った者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最も評価値が高い者を（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものに次に有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とすることがある。
- (3) 予決令第85条に基づく調査基準価格を設定する案件において落札者となるべき者の入札価格がその調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- (4) 予決令第86条に基づく調査内容、提出する資料（様式・作成要領）については、国土交通省中部地方整備局HP（<http://www.cbr.mlit.go.jp/>「企業と自治体」－「入札・契約情報」－「低入札価格調査情報」－「低入札価格調査（建設コンサルタント等）」）に掲載を行っているので入札参加に際して、必ず確認すること。

16. 低入札価格調査に該当した場合の受注者の義務

予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務については、次の

(1) から (3) について実施するものとする。

(1) 配置予定技術者の制限又は品質証明等

配置予定技術者の制限又は品質証明等について、次の①から③のいずれかを実施するものとし、いずれを実施するか低入札価格調査の際に報告するものとする。

なお、①又は②のいずれかを実施する場合は、本業務に配置する技術者として測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）に登録すること。

① 本業務の配置予定管理技術者としての要件を満足し、過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の実績を有する者を担当技術者として配置する。

② 過去5年間の同種業務における業務成績が75点以上の業務において管理技術者としての実績を有する者を本業務の技術者として1名以上配置する。

③ 当該業務の不備により、国土交通省に損害を与えた場合、受注者の責任において損害補填する旨を明記した「代表者の品質証明書」を提出する。

なお、代表者とは本業務の契約書に記載される受注者の代表者とする。

また、損害補填の期間は、平成22年3月31日までとする。

(2) 再委託

特記仕様書で示す軽微な部分の再委託を除いた再委託額が業務委託料の3分の1以内

とすることとし、低入札価格調査の際に確認するものとする。

(3) 打合せ

業務実施上必要となる全ての打合せに管理技術者が出席するものとする。また、業務計画書に基づく業務の主要な区切り毎に主任調査（監督）員による履行確認を行うものとする。

17. 落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明

(1) 総合評価落札方式における非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、支出負担行為担当官に対して非落札理由についての説明を落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない）以内に書面（様式は自由）により求めることができる。

(2) 上記（1）の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日は含まない）以内に書面により行う。

(3) 受付場所及び受付時間は以下のとおりである。

- ・受付場所：5. に同じ
- ・受付時間：上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く9時15分から18時00分まで

18. 再苦情申立て

(1) 契約担当官からの競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明又は落札者の決定結果に不服がある者に対する理由の説明に不服がある者は、支出負担行為担当官からの回答を受け取った日の翌日から起算して7日（休日を除く）以内に、書面により、中部地方整備局長に対して、再苦情の申立てを行うことができる。なお、再苦情の申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付場所及び再苦情申立てに関する手続き等を示した書類等の入手先

- ・中部地方整備局 主任監査官（契約管理官・技術開発調整官）
- ・電話 052-953-8113（直通）内線2114（2222・3120）
- ・時間 上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く10時00分から16時00分まで

19. 手続きにおける交渉の有無 無。

20. 契約書作成の要否

土木設計業務等委託契約書（現場調査業務無）により契約書を作成するものとする。

21. 支払条件

前払金 無 部分払 無

22. 火災保険付保の要否 否。

23. 関連情報を入手するための照会窓口 5. に同じ

24. 競争参加資格確認申請書等の作成及び記載上の留意事項

競争参加資格確認申請書等の様式は、別添（A 4 判）のとおりとし、文字サイズは10ポイント以上とし、書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

なお、提出書類について、この入札説明書及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

（１）競争参加資格確認申請書の作成

競争参加資格確認申請書は、別添（様式－１）により作成するものとする。

（２）競争参加資格確認資料の作成及び留意事項

競争参加資格確認資料は、別添（様式－２～７）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

①競争参加資格確認資料に関する留意事項

記 載 事 項	内 容 に 関 す る 留 意 事 項
入札参加希望者の同種又は類似業務の実績	・ 入札参加希望者が過去に受注した業務実績について記載する。 ・ 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、１件とする。 ・ 記載様式は様式－４とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきA 4 判１枚以内に記載する。
配置予定管理技術者の経歴等	・ 配置予定管理技術者について、資格、経歴等を記載する。 ・ 手持ち業務は平成21年4月3日現在、国土交通省以外の発注者（国内外問わず）のものも含めすべて記載する。 手持ち業務とは管理技術者、照査技術者、担当技術者として従事している契約金額が500万円以上の他の業務とし、プロポーザル方式による業務で配置予定管理技術者として特定された未契約業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。 ・ 過去10年間の当該整備局周辺での業務実績について、１件記載する。 なお、業務実績は、発注機関を問わない。 ・ 記載様式は様式－５とする。
配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績	・ 配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績を記載する。 ・ 記載する業務は平成11年度以降に完了した業務とする。 ・ 記載する業務の件数は、最大１件とする ・ 記載様式は様式－６とし、図面、写真等を引用する場合も含め、１業務につきA 4 判１枚以内に記載する。 なお、業務実績が関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等の場合は、業務実績を具体的に明らかにするためのレポートを提出すること。 レポートは、「業務の概要」及び「業務における立場と役割」をA 4 判１～３枚に記述した資料及び経歴書とすること。

	なお、自らが関わったことが客観的に証明できる論文や著述その他成果物等を提出することでレポートの提出に代えることができるが、この場合においてもA 4判1枚程度の概要を添付すること。
業務実施体制	・1社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載する。 ・設計共同体により業務を実施する場合は、下記事項に留意の上、業務の分担について記載すること。備考欄に設計共同体の構成員である旨を記載するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記載すること。 ①設計共同体は、各構成員が優れた技術を有する分野を分担するものとし、必要以上に細分化しないこと。 ②各構成員は実施する分担業務に応じて、1名以上の担当技術者を配置できること。 ③各構成員が実施する分担業務に照査が必要となる場合には、当該分担業務を実施する各構成員が照査技術者を配置できること。 ④一の分担業務を複数の構成員が共同して実施することは認められない。 ・他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。 ・記載様式は様式ー7とする。 ・業務の分担がない場合も様式に「業務の分担なし」と記載して提出すること。

②業務実績を証明する資料及び配置予定管理技術者の資格証明書の写し

入札参加希望者が過去に受注した業務実績として記載した業務について、その業務に係る契約書の写しを提出すること。

配置予定管理技術者が過去に従事した同種又は類似業務の実績として記載した業務について、請負業務で従事した実績の場合、その業務に係る契約書及び配置予定管理技術者が従事したことが確認できる資料（例えば業務計画書の表紙及び配置予定管理技術者が業務に従事していることが確認できるページ）等の写しを提出すること。

なお、発注者の立場として業務に従事した実績の場合、その業務の発注機関の証明を受けた、予定管理技術者がその業務に従事したことが類推できる経歴書等の資料を提出すること。

ただし、入札参加希望者及び配置予定管理技術者の業務実績が、財団法人日本建設技術総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」に登録され、業務の内容が確認できる場合、契約書の写しは提出する必要がない。

また、配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。

（３）技術提案書の作成及び留意事項

技術提案書は、別添（様式－８）に示すとおりとし、以下に留意し、作成するものとする。

なお、技術提案書は、本業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、成果の一部の提出を求めるものではない。本入札説明書において記載された事項以外の内容を含む技術提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

①技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
実施方針、実施体制	・ 本業務の実施方針及び実施体制について簡潔に記載する。 ・ 記載様式は様式－９に記載する。

②既存資料の閲覧

技術提案書の作成にあたり、以下の資料を閲覧することができる。

1)資 料 名：(1)国土形成計画（全国計画）

(2)中部圏広域地方計画中間整理及びプロジェクト検討参考資料

(3)平成16年度 21世紀の中部の社会資本整備検討業務委託 報告書

(4)平成17年度 21世紀の中部の社会資本整備検討業務委託 報告書

(5)平成17年度 まんなかビジョンフォローアップ検討業務委託 報告書

(6)平成18年度 まんなかビジョンフォローアップ検討業務委託 報告書

(7)平成19年度 中部地方の将来像検討業務 報告書

(8)平成20年度 中部地方の将来像検討業務 報告書（※）

2)閲覧場所：５．と同じ。

3)閲覧期間：技術提案書の提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで（事前に５．の担当部局に連絡すること。）

25. 見積書の提出

入札参加希望者は、競争参加資格確認申請書等の提出時に本業務に係る見積書の提出を行うものとする。

見積書作成は、様式－１０により作成すること。なお、様式－１０①～様式－１０⑩の内訳書については、適宜項目を追加・削除して作成すること。

26. その他の留意事項

１） 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

２） 入札参加者は、別冊中部地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、中部地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。

- 3) 競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした場合においては、競争参加資格確認申請書等を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- 4) 第1回目の入札が不調になった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子入札システムにより連絡する。
- 5) 本入札説明書に示す同種又は類似業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種又は類似業務の実績をもって判断するものとする。
- 6) 競争参加資格確認申請書等の提出後において、原則として記載された内容の変更を認めない。また、落札者は、競争参加資格確認申請書等に記載した配置予定管理技術者を当該業務の技術者として配置すること。技術者の変更は原則としてできない。但し、病休、死亡、退職等のやむをえない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。
- 7) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から18時00分まで稼動している。また、稼動時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼動時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。
- ・ 電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
- 8) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。
- 9) 障害発生時及び電子入札システム操作時の問い合わせ先は下記の通りとする。
- ・ システム操作・接続確認等の問い合わせ先
電子入札施設管理センターヘルプデスク 電話03-3505-0514
電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp/>
 - ・ ただし、申請書類、応札等の締切時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、
中部地方整備局総務部契約課 電話052-953-8138 へ連絡すること。

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 佐藤 直良 殿

住 所

商号又は名称

代 表 者 氏 名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成21年4月3日付けで公告のありました「平成21年度 中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務」に係る競争参加資格について確認されたく必要書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。

注）印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

なお、紙入札方式による場合は、返信用封筒として、表に申請者の住所及び商号又は名称を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（380円）に相当する切手を貼った長3号封筒を申請書と併せて提出してください。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 佐藤 直良 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成21年度 中部圏広域地方計画に関する 基礎資料作成業務

競争参加資格確認資料

連絡先	担当部署
	氏 名
	T E L
	F A X

平成21年4月3日付けで公告のありました「平成21年度 中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務」の競争参加資格確認資料を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書等の、合計容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送(締切日時必着)で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

入札参加希望者

①営業拠点等の所在地			
会社名	営業拠点等の所在地		
②当該地域での業務経験（平成11年度以降）			
業務地域 （都道府県・市町村名）	業務名 （TECRIS登録番号）	発注機関	履行期間

入札参加希望者の同種又は類似業務の実績

業務名	
TECRISの登録番号	
契約金額	
履行期間	
発注機関名 住所 TEL	
業務の概要	

※業務の概要については具体的に記述すること

20

配置予定管理技術者の同種又は類似業務の実績

①業務分類	
②業務名	
③TECRIS登録番号	
④契約金額	
⑤履行期間	
⑥発注機関名 住所 TEL	
⑦業務の概要等	
業務の技術的特徴	
当該技術者の業務担当 の内容	

※業務分類には、同種業務、又は類似業務を記載すること。

※業務の概要等については業務概要、又は従事経験内容を具体的に記載すること。

・業務実施体制

分担業務の内容	備 考

注 1：1 社単独、設計共同体、いずれの場合においても業務の分担について記載するものとする。

なお、業務の分担を行わない場合は、分担業務の内容の欄に「業務の分担なし」と記載する

注 2：設計共同体により業務を実施する場合は、備考欄に設計共同体の構成員である旨を記述するとともに、企業名等を記述すること。また、代表者はその旨を記述すること。

注 3：他の建設コンサルタント等に当該業務の一部を再委託する場合又は学識経験者等の技術協力を受けて業務を実施する場合は、備考欄にその旨を記載するとともに、再委託先又は協力先、その理由（企業の技術的特徴等）を記載すること。ただし、業務の主たる部分を再委託してはならない。

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

中部地方整備局長 佐藤 直良 殿

住 所

商号又は名称

代表者氏名 印

(又は〇〇支店長 〇〇 〇〇)

(設計共同体の場合は、以下のように記入すること。)

共同体事務所の所在地

〇〇〇〇業務△△・〇〇設計共同体

△△(株) 役職名 氏名 印

〇〇(株) 役職名 氏名 印

平成21年度 中部圏広域地方計画に関する 基礎資料作成業務

技 術 提 案 書

連絡先 担当部署

氏 名

T E L

F A X

平成21年4月3日付けで公告のありました「平成21年度 中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務」の技術提案書を別紙のとおり提出します。

注1) 電子入札システムにより提出すること。ただし、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料及び技術提案書の合計技術提案書の容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)、又は電送(締切日時必着)で提出すること。

注2) 印については、紙入札方式による場合のみ押印するものとする。

業務の実施方針

現 場 説 明 書

1. 業務の名称 平成21年度 中部圏広域地方計画に関する基礎資料作成業務
2. 現場説明会 本業務内容は、入札説明書、契約書案、中部地方整備局競争契約入札心得、図面、仕様書及び現場説明書（以下「設計図書等」という。）によるものとし、現場説明会は実施しない。
3. 仕様書等に対する質問及び回答について

（１）質問書提出期間

平成２１年 ４月 ３日から平成２１年 ４月１３日まで
持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、
９時１５分から１８時００分まで

（２）質問書提出方法

質問は、文書（書式自由、ただし規格はＡ４判）により行うものとし、持参、郵送、電送又は電子メール（着信を確認すること。）のいずれの方法でも可能とする。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びＦＡＸ番号、電子メールアドレスを併記するものとする。

（３）質問書提出先

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2 号館
中部地方整備局 企画部 広域計画課 幹線道路調査係
電話052-953-8129 ファクシミリ052-953-8294
メールアドレス：kouiki@cbr.mlit.go.jp

（４）回答書閲覧期間

回答の翌日から平成２１年 ４月１０日までの土曜日、日曜日及び祝日
を除く毎日、９時１５分から１８時００分まで

（５）回答書閲覧場所

中部地方整備局 総務部 契約課

説 明 事 項

1 入札（又は見積書の提出）について

- (1) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、一般競争入札の公告（又は見積依頼書）、図面、仕様書、中部地方整備局競争契約入札心得（又は中部地方整備局随意契約見積心得）、契約書（案）及びこの現場説明書をよく確認の上、入札書（又は見積書）を提出するものとする。
- (2) この業務の入札（又は見積書の提出）に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 落札者（又は契約の相手方）の決定について

落札者（又は契約の相手方）の決定については、一般競争入札の場合は、入札を行った者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者（会計法第29条の6第2項に規定する契約にあっては、価格及びその他の条件が国にとって最も有利なものをもって申込みを行った者）を落札者とする。随意契約による場合は、予定価格の範囲内であって、見積書を提出した者のうちから、経済的、技術的に有利と認められる者を契約の相手方に決定する。

なお、一般競争入札の場合は、

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第85号（同令第98条において準用する場合を含む。）の基準を設定する場合がある。
- (2) 基準価格（(1)の基準が設定されている場合に限る。以下同じ）を下回った入札が行われた場合には、入札を「保留」として終了し、調査の上、その結果を後日通知する。
- (3) 基準価格を下回った入札を行った者は、最低入札者であっても必ずしも落札者とならない場合がある。
- (4) 基準価格を下回った入札を行った者は、事後の事情聴取に協力するものとする。
- (5) 調査期間に伴う当該業務の履行期間の延長は行わない。

3 契約書頭書の「調停人」について

発注者と受注者との協議により、調停人をあらかじめ選任することとなった場合は、この欄にその氏名を記入するものとする。

4 不可抗力による損害について

土木設計業務等委託契約書第29条又は測量調査等請負契約書第28条を適用する場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 第4項の「業務委託料」又は「請負代金額」とは、損害を負担する時点に

おける業務委託料等とする。

- (2) 1回の損害額が当初の業務委託料等の5/1000の額（この額が20万円を超えるときは、20万円）に満たない場合は、損害額に含めない。

5 前払金等の請求について

- (1) 前払金を請求できる業務については、契約締結後、保証事業会社の保証を得たときは、業務委託料等の30/100以内の金額を前払金として請求することができる。
- (2) 部分払は、0回以内とする。

6 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について

前払金を支払った場合における土木設計業務等委託契約書第35条第3項、測量調査等請負契約書第34条第3項又は建築設計業務委託契約書第35条第3項の規定による通知は、電話により、又は変更契約書の写しをファクシミリ等により送付することにより行うものとする。